

【所得証明書または非課税証明書が発行されない事例について】

■ 無職・無収入であるものの、「所得の申告がないため発行できません」と言われる場合

前年中の所得に関する申告が行われていないことを理由に、所得証明書または非課税証明書が発行されないことがあります。

その場合は、今年の１月１日現在住民登録のある市区町村役場において、所得がない旨の申告を行い、所得証明書または非課税証明書を取得してください。

※ 所得がない旨の申告を行った場合でも、所得証明書（非課税証明書）がその場ですぐに発行されとは限りません。

申告内容がシステムに反映されるまでに時間を要する場合があります。

そのためお急ぎの場合は、発行時期について窓口でご確認ください。

なお、対応方法は自治体によって異なるため、詳細については各市区町村の窓口へお問い合わせください。